

平成 30 年 1 月 11 日

香 川 県

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 1 月 10 日（水）にお知らせしました、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、1 月 11 日に実施した再度の遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から、飼養家さんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本疾病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地 : さぬき市

飼育状況 : 肉用鶏 飼育羽数 約 5.1 万羽

2 経緯

- (1) 平成 30 年 1 月 10 日（水）朝、当該農場管理者から東部家畜保健衛生所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- (2) 同日、東部家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、11 羽中 3 羽（死亡鶏 5 羽中 2 羽、生鶏 6 羽中 1 羽）の陽性を確認しました。
- (3) 同日、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、農林水産省と結果を協議した結果、判定保留となりました。
- (4) 1 月 11 日（木）に農研機構動物衛生研究部門職員と共に再度、採材及び遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型に特異的な遺伝子が検出され、疑似患畜と判定されました。

### 3 疫学関連農場

本農場の疫学関連農場（当該農場の系列農場で飼養されている家きん）

所在地： さぬき市

飼育状況： 肉用鶏 飼育羽数 約4万羽

### 4 今後の対応

本事例が疑似患畜と決定しましたので、本日の香川県鳥インフルエンザ対策本部会議で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始しました。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場及び疫学関連農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始しました。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を開始しました。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置し畜産関係車両の消毒を開始しました。

### 5 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

所属：香川県農政水産部畜産課

担当：田淵、田中、真壁

TEL：087-832-3427

FAX：087-806-0204